

令和3年度普通会計決算等について

1 概要

(1) 決算規模

歳入は9,759億円と前年度に比べ1,228億円の減（△11.2%）、歳出は9,166億円と前年度に比べ866億円の減（△8.6%）となり、歳入、歳出とも減少した。

歳入の主な増減：繰越金（+209億円）、地方税（+83億円）、地方譲与税（+19億円）、諸収入（△584億円）、地方交付税（△422億円）、国庫支出金（△241億円）、県債（△154億円）、繰入金（△134億円）

歳出の主な増減：積立金（+282億円）、補助費等（+137億円）、物件費（+45億円）、公債費（+12億円）、貸付金（△681億円）、普通建設事業費（△363億円）、災害復旧事業費（△295億円）

(2) 形式収支及び実質収支

歳入歳出差引額（形式収支）は592億円で、このうち翌年度への繰越財源416億円を控除した実質収支は、176億円の黒字となった。

(3) 単年度収支及び実質単年度収支

当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は70億円の赤字となり、積立金等を加味した実質単年度収支は150億円の黒字となった。

(4) 財政指標

経常収支比率は88.2%（R2:94.9%）と、普通交付税が増加したことなどにより、前年度に比べ、6.7ポイント改善した。

表1 収支の状況

（単位：百万円）

区分	R3 (決算)	R2 (決算)	比較増減
歳入総額 a	975,881	1,098,711	△ 122,831
歳出総額 b	916,638	1,003,255	△ 86,617
歳入歳出差引額 (形式収支) c (=a-b)	59,243	95,457	△ 36,214
繰越財源 d	41,627	70,860	△ 29,233
実質収支 e (=c-d)	17,616	24,597	△ 6,981
単年度収支 f	△ 6,981	11,510	△ 18,491
繰上償還金 g	5,080	67	+ 5,013
積立金 h	23,798	6,543	+ 17,255
積立金取崩額 i	6,857	7,164	△ 307
実質単年度収支 j (=f+g+h-i)	15,041	10,957	+ 4,084

注) 表中の計数はそれぞれ表示単位未満を四捨五入しているため、各計数と合計が合致しないものがある。（以下、同じ。）

2 歳入

(1) 自主財源と依存財源の割合

本県の歳入は、県税等の「自主財源」の割合が低く、地方交付税、国庫支出金、県債等の「依存財源」の割合が高い。
前年度と比較すると、繰越金等が増加したことにより自主財源の割合は44.4%に増加し、地方交付税のうち震災復興特別交付税等が減少したことにより、依存財源の割合は55.6%に減少した。

(2) 県税

県税は、法人事業税の増等により、前年度比83億円の増（+5.2%）となった。

(3) 地方交付税

地方交付税は、復旧・復興事業の進捗に伴う震災復興特別交付税の減等により前年度比422億円の減（△14.9%）となった。なお、実質的な普通交付税（普通交付税と臨時財政対策債の合計額）は、前年度比246億円の増（+10.4%）となった。

(4) 国庫支出金

国庫支出金は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金の減等により、前年度比241億円の減（△11.0%）となった。

(5) 繰入金

繰入金は、東日本大震災津波復興基金からの繰入金の減等により、前年度比134億円の減（△45.4%）となった。

(6) 諸収入

諸収入は、新型コロナウイルス感染症対応資金貸付金元金収入の減等により、前年度比584億円の減（△29.3%）となった。

(7) 県債

県債は、減収補填債の皆減等により、前年度比154億円の減（△15.6%）となった。

表2 歳入(全体分)

(単位:百万円)

	R3		R2		比較増減	
		構成比		構成比		増減率
1 県税 *	168,550	17.3%	160,294	14.6%	+ 8,256	+ 5.2%
2 地方譲与税	23,656	2.4%	21,727	2.0%	+ 1,928	+ 8.9%
3 地方特例交付金	699	0.1%	733	0.1%	△ 34	△ 4.6%
4 地方交付税	240,823	24.7%	282,983	25.8%	△ 42,160	△ 14.9%
うち普通交付税	232,968	23.9%	215,176	19.6%	+ 17,791	+ 8.3%
うち特別交付税	5,130	0.5%	4,723	0.4%	+ 407	+ 8.6%
うち震災復興特別交付税	2,726	0.3%	63,084	5.7%	△ 60,358	△ 95.7%
5 交通安全対策交付金	366	0.0%	376	0.0%	△ 10	△ 2.6%
6 分担金・負担金 *	3,143	0.3%	3,465	0.3%	△ 322	△ 9.3%
7 使用料・手数料 *	7,482	0.8%	7,416	0.7%	+ 66	+ 0.9%
8 国庫支出金	193,866	19.9%	217,924	19.8%	△ 24,058	△ 11.0%
9 財産収入 *	1,444	0.1%	1,520	0.1%	△ 76	△ 5.0%
10 寄附金 *	314	0.0%	498	0.0%	△ 184	△ 37.0%
11 繰入金 *	16,131	1.7%	29,525	2.7%	△ 13,394	△ 45.4%
12 繰越金 *	95,457	9.8%	74,544	6.8%	+ 20,913	+ 28.1%
13 諸収入 *	140,730	14.4%	199,101	18.1%	△ 58,371	△ 29.3%
14 県債	83,221	8.5%	98,608	9.0%	△ 15,387	△ 15.6%
うち臨財債	28,251	2.9%	21,472	2.0%	+ 6,779	+ 31.6%
歳入合計	975,881	100.0%	1,098,711	100.0%	△ 122,831	△ 11.2%
うち普通交付税+臨財債	261,219		236,648		+ 24,570	+ 10.4%

*は自主財源

注) 県税には、地方消費税清算金（清算後）を含む。

(県税=県税+地方消費税清算金(歳入)-地方消費税清算金(歳出))

自主財源と依存財源の割合

	R3		R2		比較増減	
		構成比		構成比		増減率
自主財源	433,250	44.4%	476,361	43.4%	△ 43,112	△ 9.1%
県税	168,550	17.3%	160,294	14.6%	+ 8,256	+ 5.2%
その他	264,700	27.1%	316,068	28.8%	△ 51,368	△ 16.3%
依存財源	542,631	55.6%	622,350	56.6%	△ 79,719	△ 12.8%
地方交付税	240,823	24.7%	282,983	25.8%	△ 42,160	△ 14.9%
国庫支出金	193,866	19.9%	217,924	19.8%	△ 24,058	△ 11.0%
県債	83,221	8.5%	98,608	9.0%	△ 15,387	△ 15.6%
その他	24,721	2.5%	22,836	2.1%	+ 1,885	+ 8.3%
歳入合計	975,881	100.0%	1,098,711	100.0%	△ 122,831	△ 11.2%

表3 歳入(うち震災対応分)

(単位:百万円)

	R3		R2		比較増減	
		構成比		構成比		増減率
1一般財源等 (※1)	7,646	5.7%	66,848	24.3%	△ 59,201	△ 88.6%
2国庫支出金	45,603	34.2%	80,587	29.3%	△ 34,984	△ 43.4%
3繰入金	3,773	2.8%	18,192	6.6%	△ 14,419	△ 79.3%
4諸収入	41,073	30.8%	70,711	25.7%	△ 29,638	△ 41.9%
5県債	668	0.5%	4,456	1.6%	△ 3,788	△ 85.0%
6その他 (※2)	34,698	26.0%	34,544	12.5%	+ 154	+ 0.4%
歳入合計	133,462	100.0%	275,338	100.0%	△ 141,876	△ 51.5%

※1 一般財源等：震災復興特別交付税、特別交付税 等

※2 その他：繰越金、寄附金 等

3 歳出

(1) 目的別

ア 目的別の歳出で最も構成比が高いのは教育費（16.1%）であり、次いで商工費（14.4%）、土木費（13.0%）の順となっている。

イ 総務費は財政調整基金積立金の増等により前年度比307億円の増（+76.4%）、衛生費は新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業費補助の増等により前年度比46億円の増（+6.4%）となった。

一方、商工費は新型コロナウイルス感染症対応資金貸付金の減等により前年度比605億円の減（△31.4%）、土木費は直轄道路事業費負担金の減等により前年度比346億円の減（△22.4%）となった。

表4-1 歳出・目的別(全体分)

(単位:百万円)

	R3		R2		比較増減	
		構成比		構成比		増減率
1議会費	1,357	0.1%	1,360	0.1%	△ 2	△ 0.2%
2総務費	70,923	7.7%	40,209	4.0%	+ 30,714	+ 76.4%
3民生費	98,749	10.8%	102,013	10.2%	△ 3,264	△ 3.2%
4衛生費	76,269	8.3%	71,675	7.1%	+ 4,594	+ 6.4%
5労働費	2,590	0.3%	2,693	0.3%	△ 103	△ 3.8%
6農林水産業費	69,258	7.6%	69,234	6.9%	+ 24	+ 0.0%
7商工費	132,179	14.4%	192,635	19.2%	△ 60,455	△ 31.4%
8土木費	119,614	13.0%	154,225	15.4%	△ 34,611	△ 22.4%
9警察費	29,269	3.2%	27,708	2.8%	+ 1,561	+ 5.6%
10教育費	147,785	16.1%	146,679	14.6%	+ 1,106	+ 0.8%
11災害復旧費	33,143	3.6%	62,647	6.2%	△ 29,504	△ 47.1%
12公債費	101,657	11.1%	100,522	10.0%	+ 1,135	+ 1.1%
13諸支出金	7	0.0%	27	0.0%	△ 20	△ 73.2%
14税関係交付金	33,839	3.7%	31,630	3.2%	+ 2,208	+ 7.0%
歳出合計(目的別)	916,638	100.0%	1,003,255	100.0%	△ 86,617	△ 8.6%

表4-2 歳出・目的別(うち震災対応分)

(単位:百万円)

	R3		R2		比較増減	
		構成比		構成比		増減率
1議会費	-	-	-	-	-	-
2総務費	4,392	3.7%	3,340	1.4%	+ 1,052	+ 31.5%
3民生費	2,204	1.9%	5,076	2.2%	△ 2,872	△ 56.6%
4衛生費	3,300	2.8%	1,591	0.7%	+ 1,708	+ 107.3%
5労働費	108	0.1%	140	0.1%	△ 32	△ 22.9%
6農林水産業費	9,643	8.2%	12,490	5.3%	△ 2,847	△ 22.8%
7商工費	36,743	31.1%	69,662	29.8%	△ 32,919	△ 47.3%
8土木費	31,022	26.3%	83,097	35.6%	△ 52,075	△ 62.7%
9警察費	151	0.1%	503	0.2%	△ 353	△ 70.1%
10教育費	1,704	1.4%	2,290	1.0%	△ 586	△ 25.6%
11災害復旧費	26,956	22.8%	54,160	23.2%	△ 27,204	△ 50.2%
12公債費	1,923	1.6%	1,346	0.6%	+ 577	+ 42.9%
13諸支出金	-	-	0	0.0%	△ 0	△ 100.0%
14税関係交付金	-	-	-	-	-	-
歳出合計(目的別)	118,146	100.0%	233,696	100.0%	△ 115,550	△ 49.4%

(2) 性質別

ア 義務的経費は、公債費が前年度比12億円の増（+1.1%）、扶助費が感染症予防費の増等により前年度比2億円の増（+1.8%）、人件費が人事院勧告を踏まえた期末手当・勤勉手当の減等により前年度比2億円の減（△0.1%）となっており、全体では前年度比12億円の増（+0.4%）となった。

イ 投資的経費は、普通建設事業費が直轄道路事業費負担金の減等により前年度比363億円の減（△18.0%）、災害復旧事業費が河川等災害復旧事業の減等により前年度比295億円の減（△47.1%）となっており、全体では前年度比658億円の減（△24.9%）となった。

ウ その他の経費は、積立金が財政調整基金積立金の増等により前年度比282億円の増（+186.6%）となった一方で、貸付金が新型コロナウイルス感染症対応資金貸付金の減等により前年度比681億円の減（△35.7%）となっており、全体では前年度比220億円の減（△4.9%）となった。

表4-3 歳出・性質別(全体分)

(単位:百万円)

	R3		R2		比較増減	
		構成比		構成比		増減率
人件費	172,895	18.9%	173,087	17.3%	△ 193	△ 0.1%
扶助費	13,388	1.5%	13,150	1.3%	+ 238	+ 1.8%
公債費	101,630	11.1%	100,477	10.0%	+ 1,152	+ 1.1%
うち県債償還元金	93,013	10.1%	90,954	9.1%	+ 2,060	+ 2.3%
うち県債償還利子	8,614	0.9%	9,520	0.9%	△ 906	△ 9.5%
義務的経費 計	287,912	31.4%	286,715	28.6%	+ 1,197	+ 0.4%
普通建設事業費	165,705	18.1%	202,014	20.1%	△ 36,309	△ 18.0%
うち県単	26,850	2.9%	30,529	3.0%	△ 3,679	△ 12.1%
災害復旧事業費	33,143	3.6%	62,647	6.2%	△ 29,504	△ 47.1%
失業対策事業費	-	-	-	-	-	-
投資的経費 計	198,848	21.7%	264,661	26.4%	△ 65,813	△ 24.9%
物件費	33,395	3.6%	28,938	2.9%	+ 4,457	+ 15.4%
維持補修費	15,116	1.6%	15,239	1.5%	△ 123	△ 0.8%
補助費等	208,256	22.7%	194,525	19.4%	+ 13,731	+ 7.1%
繰出金	7,259	0.8%	7,420	0.7%	△ 161	△ 2.2%
積立金	43,311	4.7%	15,110	1.5%	+ 28,201	+ 186.6%
投資・出資金	45	0.0%	18	0.0%	+ 27	+ 155.7%
貸付金	122,497	13.4%	190,629	19.0%	△ 68,132	△ 35.7%
その他 計	429,879	46.9%	451,879	45.0%	△ 22,000	△ 4.9%
歳出合計(性質別)	916,638	100.0%	1,003,255	100.0%	△ 86,617	△ 8.6%

表4-4 歳出・性質別(うち震災対応分)

(単位:百万円)

	R3		R2		比較増減	
		構成比		構成比		増減率
人件費	1,095	0.9%	1,923	0.8%	△ 828	△ 43.0%
扶助費	314	0.3%	380	0.2%	△ 66	△ 17.4%
公債費	1,923	1.6%	1,346	0.6%	+ 577	+ 42.9%
うち県債償還元金	1,865	1.6%	1,292	0.6%	+ 573	+ 44.3%
うち県債償還利子	58	0.0%	54	0.0%	+ 4	+ 8.3%
義務的経費 計	3,333	2.8%	3,649	1.6%	△ 316	△ 8.7%
普通建設事業費	40,000	33.9%	94,214	40.3%	△ 54,214	△ 57.5%
うち県単	993	0.8%	2,466	1.1%	△ 1,472	△ 59.7%
災害復旧事業費	26,956	22.8%	54,160	23.2%	△ 27,204	△ 50.2%
失業対策事業費	-	-	-	-	-	-
投資的経費 計	66,956	56.7%	148,374	63.5%	△ 81,418	△ 54.9%
物件費	1,292	1.1%	3,582	1.5%	△ 2,291	△ 63.9%
維持補修費	1	0.0%	78	0.0%	△ 78	△ 99.2%
補助費等	10,641	9.0%	8,700	3.7%	+ 1,941	+ 22.3%
繰出金	-	-	-	-	-	-
積立金	166	0.1%	760	0.3%	△ 594	△ 78.1%
投資・出資金	1	0.0%	1	0.0%	△ 0	△ 10.2%
貸付金	35,757	30.3%	68,551	29.3%	△ 32,794	△ 47.8%
その他 計	47,857	40.5%	81,673	34.9%	△ 33,817	△ 41.4%
歳出合計(性質別)	118,146	100.0%	233,696	100.0%	△ 115,550	△ 49.4%

4 各種財政指標の状況

	標準財政規模 (百万円)	財政力指数	経常収支比率(%)	実質収支比率(%)
R3	405,635	0.35856	88.2	4.3
R2	393,973	0.37248	94.9	6.2
比較増減	+ 11,662	△0.01392	△ 6.7	△1.9

	県債現在高 (百万円)	積立基金現在高 (百万円)	うち財源対策3基金 (百万円)
R3	1,333,677	101,343	67,804
R2	1,343,469	73,487	35,862
比較増減	△9,792	+ 27,856	+ 31,942

注) 財源対策3基金とは、財政調整基金、県債管理基金、地域振興基金で、財源対策に活用できる基金。
(このうち、地域振興基金については、三陸・北いわて地域活性化推進積立金分を除く。)

5 地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に基づく健全化判断比率については、いずれの指標も早期健全化基準には該当しない。

また、公営企業の経営健全化に関する判断比率である資金不足比率についても、経営健全化基準に該当しない。

○令和3年度決算に基づく各比率の値

(ア)健全化判断比率

実質赤字比率(%)	連結実質赤字比率(%)	実質公債費比率(%)	将来負担比率(%)
－(なし)	－(なし)	13.3	200.6

【参考】

	実質赤字比率(%)	連結実質赤字比率(%)	実質公債費比率(%)	将来負担比率(%)
早期健全化基準	3.75	8.75	25.0	400.0
財政再生基準	5.0	15.0	35.0	

※ 早期健全化基準を超える場合：財政健全化計画の策定、外部監査の要求 等
財政再生基準を超える場合：財政再生計画の策定、地方債の制限 等

(イ)資金不足比率(公営企業の経営健全化に関する判断比率)

資金不足比率(%)
－(各公営企業ともなし)

※ 各公営企業：港湾整備事業特別会計、県立病院等事業会計、電気事業会計、工業用水道事業会計、流域下水道事業会計

【参考】

	資金不足比率(%)
経営健全化基準	20.0

※ 経営健全化基準を超える場合：経営健全化計画の策定、外部監査の要求 等

参考：用語解説

<p>標準財政規模</p>	<p>地方公共団体の一般財源の標準的規模を示すものである。</p> <p>標準財政規模＝標準税収入額等＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額</p> <p>・標準税収入額等＝(イーロ＋ハーニ)×100／75－ハ＋ニ</p> <p>イ 基準財政収入額</p> <p>ロ 所得割(三位一体改革による税源移譲分)×0.25＋所得割(県費負担教職員の給与負担事務の権限移譲に伴う税源移譲分)×0.25＋地方消費税(引上げ分)×0.25</p> <p>ハ 道府県民税所得割臨時交付金＋分離課税所得割交付金</p> <p>ニ 地方譲与税(特別法人事業譲与税を除く)＋交通安全対策特別交付金</p>									
<p>財政力指数</p>	<p>基本的な財政需要に対する標準的な収入額の割合であり、財政の自主性、自由度を示している。</p> <p>財政力指数＝$\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$ の3ヵ年平均</p> <p>基準財政収入額は、地方公共団体が標準的に収入しうると考えられる地方税等のうち基準財政需要額に対応する部分とされ、都道府県では標準税率で算定した当該年度の収入見込額の原則75／100の額とされている。</p> <p>基準財政需要額は、地方公共団体が妥当かつ合理的な平均水準で行政を行う場合に要する財政需要を示す額とされている。</p> <p>財政力指数が1を超える場合、すなわち基準財政収入額が基準財政需要額よりも大きい場合には、当該地方公共団体は普通交付税の不交付団体となる。また、財政力指数が1以下の団体であっても、1に近いほど普通交付税算定上のいわゆる留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。</p>									
<p>経常収支比率</p>	<p>経常収支比率は、当該団体の財政構造の弾力性を測定する比率として使われる。</p> <p>この比率は、人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とする経常一般財源収入がどの程度充当されているかを示しており、この比率が低いほど財政構造に弾力性があるといえる。</p> <p>経常収支比率(%)＝$\frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源}+\text{減収補填債特例分}+\text{臨時財政対策債}} \times 100$</p> <p>※H12までは$\frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源}}$</p>									
<p>実質赤字比率</p>	<p>一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合を実質赤字比率という。</p> <p>実質赤字比率(%)＝$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = -(\text{なし})$</p> <p>・一般会計等の実質赤字額 一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額 ※ 本県の一般会計等に属する会計 一般会計、母子父子寡婦福祉資金特別会計、中小企業振興資金特別会計、証紙収入整理特別会計、沿岸漁業改善資金特別会計、土地先行取得事業特別会計、県有林事業特別会計、林業・木材産業資金特別会計、公債管理特別会計</p> <p>・実質赤字の額＝繰上充用額＋(支払繰延額＋事業繰越額)</p> <p>【本県の状況】 (単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="453 1641 1259 1742"> <thead> <tr> <th></th> <th>R3</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般会計等の実質赤字額(△は黒字)</td> <td>△ 17,717</td> <td>△ 24,700</td> </tr> <tr> <td>標準財政規模</td> <td>405,635</td> <td>393,973</td> </tr> </tbody> </table>		R3	R2	一般会計等の実質赤字額(△は黒字)	△ 17,717	△ 24,700	標準財政規模	405,635	393,973
	R3	R2								
一般会計等の実質赤字額(△は黒字)	△ 17,717	△ 24,700								
標準財政規模	405,635	393,973								

参考：用語解説（続き）

<p>連結実質赤字比率</p>	<p>全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する割合を連結実質赤字比率という。</p> $\text{連結実質赤字比率(\%)} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = -(\text{なし})$ <p>・連結実質赤字額:イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額 イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額 ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額 ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額 ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額</p> <p>【本県の状況】 (単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="414 582 1284 907"> <thead> <tr> <th></th> <th>R3</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連結実質赤字額(△は黒字)</td> <td>△ 52,130</td> <td>△ 55,593</td> </tr> <tr> <td> 一般会計等</td> <td>△ 17,717</td> <td>△ 24,700</td> </tr> <tr> <td> 岩手県国民健康保険特別会計</td> <td>△ 1,242</td> <td>△ 4,095</td> </tr> <tr> <td> 岩手県港湾整備事業特別会計</td> <td>△ 1,101</td> <td>△ 1,720</td> </tr> <tr> <td> 岩手県立病院等事業会計</td> <td>△ 10,863</td> <td>△ 6,293</td> </tr> <tr> <td> 岩手県電気事業会計</td> <td>△ 19,002</td> <td>△ 17,130</td> </tr> <tr> <td> 岩手県工業用水道事業会計</td> <td>△ 1,224</td> <td>△ 699</td> </tr> <tr> <td> 岩手県流域下水道事業会計</td> <td>△ 980</td> <td>△ 956</td> </tr> <tr> <td>標準財政規模</td> <td>405,635</td> <td>393,973</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。</p>		R3	R2	連結実質赤字額(△は黒字)	△ 52,130	△ 55,593	一般会計等	△ 17,717	△ 24,700	岩手県国民健康保険特別会計	△ 1,242	△ 4,095	岩手県港湾整備事業特別会計	△ 1,101	△ 1,720	岩手県立病院等事業会計	△ 10,863	△ 6,293	岩手県電気事業会計	△ 19,002	△ 17,130	岩手県工業用水道事業会計	△ 1,224	△ 699	岩手県流域下水道事業会計	△ 980	△ 956	標準財政規模	405,635	393,973																		
	R3	R2																																															
連結実質赤字額(△は黒字)	△ 52,130	△ 55,593																																															
一般会計等	△ 17,717	△ 24,700																																															
岩手県国民健康保険特別会計	△ 1,242	△ 4,095																																															
岩手県港湾整備事業特別会計	△ 1,101	△ 1,720																																															
岩手県立病院等事業会計	△ 10,863	△ 6,293																																															
岩手県電気事業会計	△ 19,002	△ 17,130																																															
岩手県工業用水道事業会計	△ 1,224	△ 699																																															
岩手県流域下水道事業会計	△ 980	△ 956																																															
標準財政規模	405,635	393,973																																															
<p>実質公債費比率</p>	<p>一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率を実質公債費比率という。</p> $\text{実質公債費比率(\%)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$ <p>(3ヵ年平均)</p> <p>・準元利償還金:イからホまでの合計額 イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額 ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの ホ 一時借入金の利子</p> <p>【本県の状況】 (単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="414 1500 1420 1904"> <thead> <tr> <th></th> <th>R3</th> <th>R2</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方債の元利償還金</td> <td>100,081</td> <td>98,993</td> <td>103,838</td> </tr> <tr> <td>地方債の準元利償還金</td> <td>11,961</td> <td>11,049</td> <td>12,047</td> </tr> <tr> <td> イ</td> <td>1,418</td> <td>1,318</td> <td>1,118</td> </tr> <tr> <td> ロ</td> <td>9,881</td> <td>9,006</td> <td>10,135</td> </tr> <tr> <td> ハ</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td> ニ</td> <td>662</td> <td>725</td> <td>793</td> </tr> <tr> <td> ホ</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>特定財源</td> <td>2,140</td> <td>1,727</td> <td>1,557</td> </tr> <tr> <td>元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額</td> <td>62,690</td> <td>67,245</td> <td>70,477</td> </tr> <tr> <td>標準財政規模</td> <td>405,635</td> <td>393,973</td> <td>393,036</td> </tr> <tr> <td>実質公債費比率(3ヵ年平均)</td> <td colspan="3">13.3%</td> </tr> </tbody> </table>		R3	R2	R1	地方債の元利償還金	100,081	98,993	103,838	地方債の準元利償還金	11,961	11,049	12,047	イ	1,418	1,318	1,118	ロ	9,881	9,006	10,135	ハ	-	-	-	ニ	662	725	793	ホ	0	0	1	特定財源	2,140	1,727	1,557	元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	62,690	67,245	70,477	標準財政規模	405,635	393,973	393,036	実質公債費比率(3ヵ年平均)	13.3%		
	R3	R2	R1																																														
地方債の元利償還金	100,081	98,993	103,838																																														
地方債の準元利償還金	11,961	11,049	12,047																																														
イ	1,418	1,318	1,118																																														
ロ	9,881	9,006	10,135																																														
ハ	-	-	-																																														
ニ	662	725	793																																														
ホ	0	0	1																																														
特定財源	2,140	1,727	1,557																																														
元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	62,690	67,245	70,477																																														
標準財政規模	405,635	393,973	393,036																																														
実質公債費比率(3ヵ年平均)	13.3%																																																

参考：用語解説（続き）

将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を将来負担比率という。

$$\text{将来負担比率}(\%) = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} = 200.6\%$$

・将来負担額：イからヌまでの合計額

イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）

ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額

ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

ト 当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額

チ 設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

リ 連結実質赤字額

ヌ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

・充当可能基金額：イからチまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

【本県の状況】R3

（単位：百万円）

	将来負担額	充当可能基金	特定財源見込額	基準財政需要額算入見込額	差引
イ. に係るもの	1,343,636	38,285	50,163	690,056	565,133
ロ. に係るもの	1,035	-	243	175	617
ハ. に係るもの	61,012	-	-	28,100	32,912
ニ. に係るもの	-	-	-	-	-
ホ. に係るもの	153,930	-	-	-	153,930
ヘ. に係るもの	10	-	-	-	10
ト. に係るもの	-	-	-	-	-
チ. に係るもの	-	-	-	-	-
リ. に係るもの	-	-	-	-	-
ヌ. に係るもの	-	-	-	-	-
特定できないもの	-	64,362	-	-	△ 64,362
合計	1,559,623	102,647	50,406	718,331	688,239

標準財政規模	405,635
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	62,690

※ 表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。

【本県の状況】R2

（単位：百万円）

	将来負担額	充当可能基金	特定財源見込額	基準財政需要額算入見込額	差引
イ. に係るもの	1,353,268	22,976	52,683	700,955	576,654
ロ. に係るもの	1,487	-	375	258	854
ハ. に係るもの	62,172	-	-	29,542	32,631
ニ. に係るもの	-	-	-	-	-
ホ. に係るもの	160,464	-	-	-	160,464
ヘ. に係るもの	22	-	-	-	22
ト. に係るもの	-	-	-	-	-
チ. に係るもの	-	-	-	-	-
リ. に係るもの	-	-	-	-	-
ヌ. に係るもの	-	-	-	-	-
特定できないもの	-	46,899	-	-	△ 46,899
合計	1,577,414	69,875	53,058	730,754	723,727

標準財政規模	393,973
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	67,245

※ 表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。

参考：用語解説（続き）

<p>資金不足比率</p>	<p>公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する割合を資金不足比率という。</p> $\text{資金不足比率(\%)} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} = -(\text{なし}) \quad (\text{【本県の状況】に記した5会計全て})$ <ul style="list-style-type: none"> ・資金の不足額 <ul style="list-style-type: none"> 資金の不足額(法適用企業) = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額 資金の不足額(法非適用企業) = (歳出額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 歳入額) - 解消可能資金不足額 ※ 解消可能資金不足額: 事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。 ※ 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。 ・事業の規模 <ul style="list-style-type: none"> 事業の規模(法適用企業) = 営業収益の額 - 受託工事収益の額 事業の規模(法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額 ※ 指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。 ※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額とする。 <p>【本県の状況】 (単位: 百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">R3</th> <th colspan="2">R2</th> </tr> <tr> <th>資金不足額※</th> <th>事業の規模</th> <th>資金不足額※</th> <th>事業の規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩手県港湾整備事業特別会計(法非適)</td> <td>△ 1,101</td> <td>249</td> <td>△ 1,720</td> <td>547</td> </tr> <tr> <td>岩手県立病院等事業会計(法適)</td> <td>△ 10,863</td> <td>92,466</td> <td>△ 6,293</td> <td>89,316</td> </tr> <tr> <td>岩手県電気事業会計(法適)</td> <td>△ 19,002</td> <td>6,734</td> <td>△ 17,130</td> <td>6,866</td> </tr> <tr> <td>岩手県工業用水道事業会計(法適)</td> <td>△ 1,224</td> <td>811</td> <td>△ 699</td> <td>747</td> </tr> <tr> <td>岩手県流域下水道事業会計(法適)</td> <td>△ 980</td> <td>4,277</td> <td>△ 956</td> <td>4,213</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ △は資金余剰</p>		R3		R2		資金不足額※	事業の規模	資金不足額※	事業の規模	岩手県港湾整備事業特別会計(法非適)	△ 1,101	249	△ 1,720	547	岩手県立病院等事業会計(法適)	△ 10,863	92,466	△ 6,293	89,316	岩手県電気事業会計(法適)	△ 19,002	6,734	△ 17,130	6,866	岩手県工業用水道事業会計(法適)	△ 1,224	811	△ 699	747	岩手県流域下水道事業会計(法適)	△ 980	4,277	△ 956	4,213
	R3		R2																																
	資金不足額※	事業の規模	資金不足額※	事業の規模																															
岩手県港湾整備事業特別会計(法非適)	△ 1,101	249	△ 1,720	547																															
岩手県立病院等事業会計(法適)	△ 10,863	92,466	△ 6,293	89,316																															
岩手県電気事業会計(法適)	△ 19,002	6,734	△ 17,130	6,866																															
岩手県工業用水道事業会計(法適)	△ 1,224	811	△ 699	747																															
岩手県流域下水道事業会計(法適)	△ 980	4,277	△ 956	4,213																															